

令和 8 年 度

事業計画書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

公益財団法人 神奈川県労働福祉協会

目 次

協会の設立目的、令和8年度事業方針	1
主要事業体系	2
I 日雇労働者、ホームレス等の就労支援	
1 日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業	3
2 日雇労働者等に対する技能講習事業	3
3 ホームレス等に対する就業支援事業	4
4 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業	4
II 労働関係情報の収集及び提供	
1 労働情報総合センター(ポータルサイト)運営事業	4
III 保育を通じた子育て支援	
1 ことぶき保育園における保育事業	5
2 東門前保育園における保育事業	5
3 大師保育園における保育事業	5
IV 視覚障害者の資格取得支援	
1 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業	6
V 労働に関する講座等の開催	
1 労働教育事業	6
VI 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営	
1 神奈川県立かながわ労働プラザ管理運営事業	8
VII 川崎市生活文化会館の管理運営	
1 川崎市生活文化会館管理運営事業	10
VIII 川崎市労働資料室の管理運営	11
IX 運営体制の強化	12
資 料	13

協会の設立目的

日雇労働者その他の就業意欲のある者に対し、自主的、自立的な就労を支援するため無料の職業紹介事業その他の事業を行うとともに、勤労家庭の児童に対し、健全な育成を支援するため保育所における保育事業を行うことにより、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与する。(定款第4条)

令和8年度事業方針

1 公益目的事業について

日雇労働者・ホームレス等への就労支援については、雇用の安定と自立の促進に結びつくよう、着実に取り組みます。

保育を通じた子育て支援については、協会の保育園として一体感を共有しつつ、3園それぞれの特色を活かした質の高い保育の提供に取り組みます。また、保育士の定着に向け、いつまでも働き続けたい職場づくりに努めるとともに、安定した保育園経営を実現するため、3園と事務局が一体となり収支改善に取り組み、将来に向けた必要な積立の確保等を推進します。

労働教育事業については、社会情勢や近時の法改正等を踏まえ、多岐にわたる視点から雇用・労働環境の向上に資する内容の題材を取り上げ、労働関連の正しい知識の普及啓発を積極的に行うとともに、勤労者がその能力を十分に発揮し、豊かで健康的なキャリア形成の実現を図れるよう、職業能力の開発や人材育成の促進に努め、神奈川県労働大学講座を始めとした講座等の実施に取り組んでまいります。

その他の公益目的事業(労働関係情報の収集・提供、視覚障害者の資格取得支援)についても、着実に取り組みます。

2 収益事業について

神奈川県立かながわ労働プラザ(Lプラザ)及び川崎市生活文化会館(てくのかわさき)の2館については、引き続き、当協会が、令和8年度から5年間の第5期指定管理者として指定を受けました。初年度にあたり、本部事務局と2館が緊密に連携し、施設の利用率や利用者の満足度を向上できるように取り組みます。

3 法人運営事業について

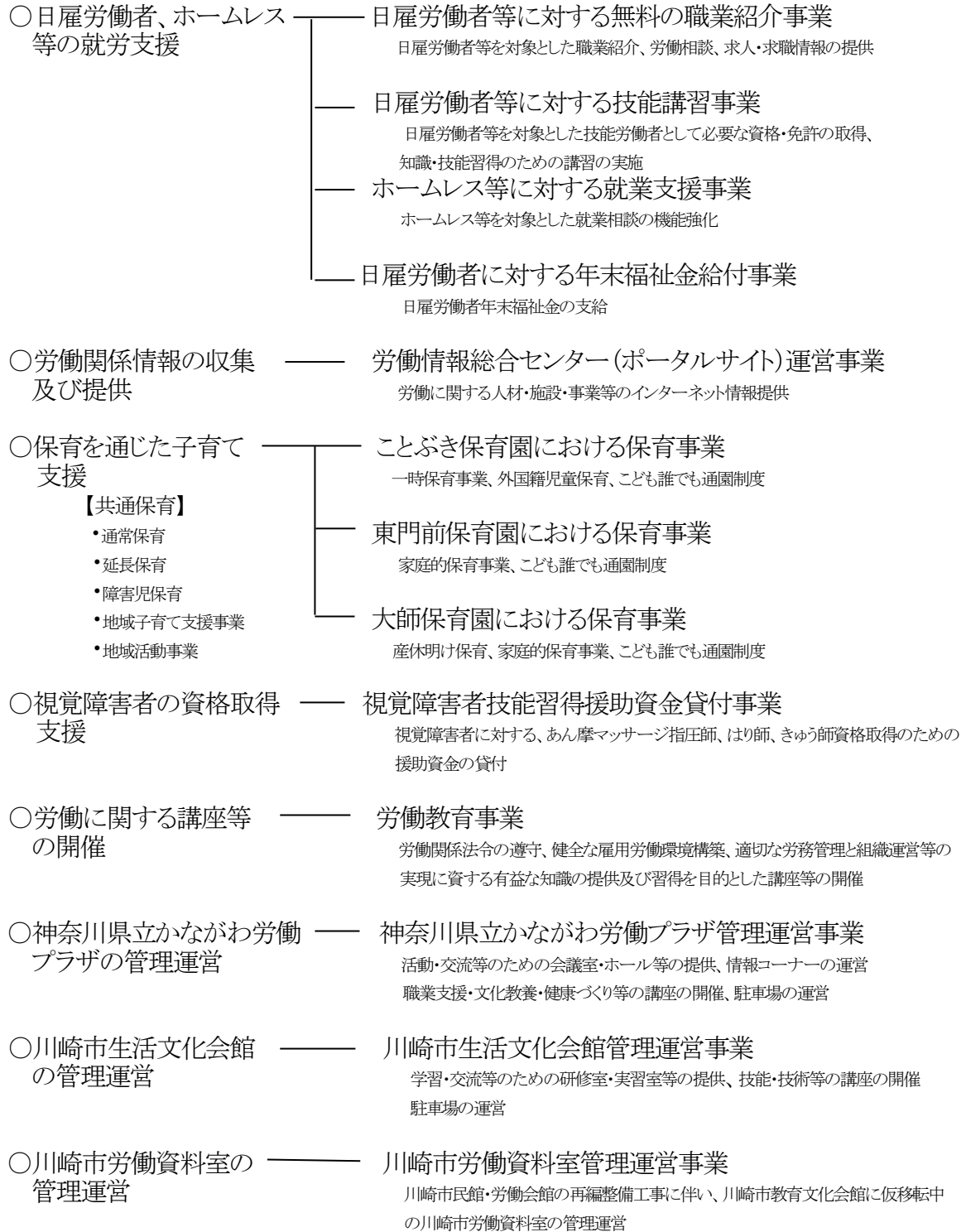
協会の健全で持続的な成長と価値の創出を実現し、社会的信頼に応えるためには、運営の透明性・健全性の確保、意思決定の迅速化、機動的な対応等、良質な法人統治(コーポレート・ガバナンス)体制の強化が重要であるとの認識のもと、諸規程の整備及び体制の構築・整備など、協会のガバナンス強化に取り組みます。

また、当協会の将来を見据えた計画的な職員の採用と育成を行うとともに、適材適所の職員配置を行います。併せて、労働環境の整備については、働き方改革に積極的に取り組み、職員にとって「働きやすい職場・働きがいのある職場づくり」を推進し、業務全体の一層の効率化、省力化による職員の負担軽減を目指します。

こうした取組みを通じて、協会の設立目的の実現を図り、公益財団法人として公益の増進に最善を尽くしてまいります。

主要事業体系

■ 労働福祉の充実と雇用の安定をめざして



公益目的事業

I 日雇労働者、ホームレス等の就労支援

1 日雇労働者等に対する無料の職業紹介事業

(1) 無料職業相談・職業紹介の実施

横浜市や川崎市の大都市部を中心に集まる日雇労働者を始め、様々な事情から不安定な就労を余儀なくされている方々に対し、雇用の安定、労働条件の改善等を図るため、無料で職業相談、職業紹介等を行い就労につなげていきます。

(2) 求職者ニーズに適合した求人開拓及び利用勧奨の実施

建設業を中心とした日雇・有期求人の減少傾向を踏まえ、製造業、造園業、解体業や倉庫業分野など日雇労働者等への求人の確保につながると考えられる業種に対しても、求人開拓及び利用勧奨は年間800件を目標として実施し、求人・就労機会の増加を図ります。

また、高齢化が進む日雇労働者については、求職者ニーズに対応するため、体力を要する建設業以外で、比較的軽作業と考えられる清掃業や警備業など継続的な就労が可能な分野の求人の確保に努め就労機会の増加につなげていきます。

(3) 県内全域を視野に入れた求職登録者増の取組み

当協会ホームページを通じ、失業中の方等、不安定な就労に置かれている県内の方々へ寿労働センター無料職業紹介所の無料職業相談・職業紹介の情報を提供するとともに、県内の各関係機関にパンフレット、チラシ等を配布、情報提供し、求職者登録の拡大に取り組みます。

(4) 常用雇用による安定した就労への誘導

当センターでは、日雇労働者を始め、様々な事情から不安定な就労を余儀なくされ、現状からの脱却・持続可能な就労を目指している県民の方々に対し、気軽に相談し、安定的な就労を目指していくために必要な面談を行い、①就職支援セミナーへの誘導、②求人者（事業主）とのマッチング、③就労に必要な技能講習や資格取得をサポートし、より安定した就労につなげていく取組みを行います。

2 日雇労働者等に対する技能講習事業

～常用雇用へ移行できる可能性を高める技能講習の実施～

県内の日雇労働者、自立支援施設入所者、失業中等で不安定な生活を余儀なくされている方々等に対して就労機会の増加を図るため、免許・資格の取得や技能の習得を目的とした技能講習を実施することによって、職業能力の開発を図り、就労の可能性及び常用雇用へ移行できる可能性の向上を図ります。

技能講習は、寿労働センター無料職業紹介所で主に取り扱う建設業関係の求人に適合し、就労につながりやすいと考えられる科目として、建設業分野ではクレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、高所作業車運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習などを実施します。

また、建設業以外での就労を希望する方に向けては、パソコン講習、介護職員初任者研修、調剤薬局事務、危険物取扱者講習、ボイラー取扱技能講習など、多様な業種への就労に対応できる科目を実施します。

これらの技能講習を通じ、年間27科目・90名の受講者数を目標とします。開催にあたっては、技能講習受講者にとって、もっとも効果的・効率的に必要な知識・技能を習得できるように企画した通

所講習を行います。

受講の促進を図るため、神奈川県内の公共機関、関係団体、自立支援施設等に、講習実施チラシ及びポスターを配布・配架するとともに、寿労働センター無料職業紹介所のホームページを活用する等、積極的な周知・広報活動を推進し、受講者数の目標を達成できるよう取り組みます。

さらに、常用就職を希望する日雇労働者のハローワークへの誘導や、自立支援施設の訓練ニーズ等に係る情報交換を行うなど関係機関との連携の強化を図り、技能講習修了者の就職等に結びつくよう取り組みます。

また、技能講習受講後の就労状況等を追跡・調査・把握することにより、円滑な定着指導につながるよう取り組みます。

3 ホームレス等に対する就業支援事業

～寿労働センターのノウハウを活かした就業支援の実施～

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方々に対して、就業機会の確保や就業による自立促進を図るため、横浜市・川崎市の自立支援施設に相談室を設置し、安定した仕事に就くことにより自立を目指す入所者に対し、長年、培ったノウハウを活かした①職業相談、②職業紹介、③日雇労働者等技能講習への誘導、④神奈川県ホームレス就業支援協議会が実施している職場体験講習等へ誘導し、就業支援を効果的・効率的に実施できるよう取り組みます。

4 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

横浜市内に居住し、横浜公共職業安定所横浜港労働出張所に求職登録している日雇労働者に対し、年末年始期の生活を支援し、勤労意欲の向上を図るため、年末福祉金27,000円(予定)を令和8年12月に口座振込により給付します。

II 労働関係情報の収集及び提供

1 労働情報総合センター(ポータルサイト)運営事業

当協会のホームページに開設している労働関係情報検索サイト「労働情報総合センター」の利便性を向上します。利用者が見やすく必要な情報を簡単に取得できるよう随時更新して、県内の就労関係、労働相談、資格・試験、労働問題等に関する情報を適時、適切に発信します。

III 保育を通じた子育て支援

人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、こども家庭庁の保育政策の新たな方向性に基づいた保育の実施に向け取り組んでいきます。具体的には、全てのこどもの育ちと子育てを支援するため、「こども誰でも通園制度」等を順次進めていきます。

また、保育人材の確保を推進するため、奨学金返済支援制度や宿舍借り上げ支援事業などを活用し、保育士の確保と定着を図るとともに、ICT化の推進や行事の見直しなど業務の効率化と保育の質の向上を図っていきます。

さらに、しっかりとした経営感覚をもって保育園の運営に取り組み、持続可能な魅力ある保育園づくりを推進します。

こうした取組みを通じ、児童の心身の健やかな成長を目指すとともに、今後も保護者が安心して利用できる保育施設の運営に、真摯に取組みを継続してまいります。

1 ことぶき保育園における保育事業

(1) ことぶき保育園の特色を活かした保育

- ア 待機児童対策として、入所児童定員（60名）を超えた児童を受け入れます。
- イ 障害児童を積極的に受け入れ、横浜市と連携して児童の発達段階に応じた適切な保育を行います。
- ウ ことぶき保育園に集う多くの外国籍児童の保育を通じ、国際性豊かな人材育成の視点を重視した保育を行います。
- エ 児童一人一人の個性と能力をはぐくむため、特色ある教育として実施している「ICT教室」及び「ダンス教室」を引き続き実施します。
- オ 地域からのニーズを踏まえ、引き続き「一時保育事業」を積極的に実施します。
- カ こども家庭庁の「こども誰でも通園制度」について、詳細が確定次第、実施していきます。

(2) 地域との交流 ～地域に根差し、地域とともに発展する保育園を目指して～

- ア 地域の子育てを支援するため、保育園等未入所児童の保護者を対象に、グランマ保育園事業を行い、園庭、プール開放、絵本の貸出、育児相談を開催します。
- イ 園児が近隣の高齢者施設を訪問し歌唱等を披露するなど、地域との交流を深めます。

(3) 施設・設備の整備

- ア 保育環境の向上のため、老朽化した設備等の改修等を行います。
- イ 新たな園舎の整備に向け、特定資産取得・改良資金「ことぶき保育園園舎取得資金積立金」を計画的に積立てていきます。

2 東門前保育園における保育事業

(1) 東門前保育園の特色を活かした保育

- ア 待機児童対策として、入所児童定員（60名）を超えた児童を受け入れます。
- イ 障害児童を積極的に受け入れ、川崎市と連携して児童の発達段階に応じた適切な保育を実施します。
- ウ 川崎市から「家庭的保育事業」の委託を受けた連携保育所として、家庭福祉員が保育する児童との交流保育や同児童の受入れを行うとともに、園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報を提供します。
- エ 令和8年度も外部講師による「体操教室」を幼児（3歳以上）クラスで実施し、更なる幼児期の身体発達を促していきます。
- オ こども家庭庁の「こども誰でも通園制度」について、詳細が確定次第、令和7年に引き続き実施していきます。

(2) 地域との交流 ～地域に根差し、地域とともに発展する保育園を目指して～

- ア 地域の子育て支援のために、保育園等未入所児童の「健康相談」や離乳期の乳児をもつ保護者を対象とした「離乳食試食会」等を実施するなど、地域との交流を図ります。
- イ 園庭・プールの開放や園が行う移動動物園、七夕、節分、ひな祭りの行事を通しての地域住民との世代を超えた交流を深めます。

(3) 施設・設備の整備（中長期施設・設備整備計画による改修・交換整備の実施）

保育環境の向上のため、老朽化した設備等の改修等を行います。

3 大師保育園における保育事業

(1) 大師保育園の特色を活かした保育

- ア 待機児童対策として入所児童定員（120名）を超えた児童を受け入れます。
- イ これまで構築してきた「環境保育の継続とさらなる充実」「保育内容の向上」「自然活動を通しての食育活動の取組み」「地域における子育て支援活動」を一層充実させ、良質な保育サービスを提供します。
- ウ 産休明け保育児（生後43日目）を受け入れます。
- エ 川崎市から「家庭的保育事業」の委託を受けた連携保育園として、家庭福祉員が保育する児童と

の交流保育や同児童の受入れを行うとともに、園や地域の行事及び地域の子育てに関する情報を提供します。

オ 外部講師による「体操教室」を幼児（3歳以上）クラスで実施し、更なる幼児期の身体発達を促していきます。

カ こども家庭庁の「こども誰でも通園制度」について、詳細が確定次第、令和7年に引き続き実施していきます。

（2）地域との交流 ～地域に根差し、地域とともに発展する保育園を目指して～

ア 地域の子育てを支援するため、保育園等未入所児童に対して園庭の開放を実施するなど、地域との交流を図ります。

イ 地域の住民に対し、園が行う移動動物園、お正月を楽しむ会にご招待し、世代を超えた交流を深めます。

（3）施設・設備の整備

保育環境の向上のため、老朽化した設備等の改修等を行います。

IV 視覚障害者の資格取得支援

1 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

中途失明等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に転職しようとする視覚障害者の技能習得を容易にし、職業的自立を促進するため、障害等級6級以上の方に36か月を限度に月額46,000円を貸し付け、あん摩マッサージ指圧師等の免許資格を取得した場合は、貸付金の返還を免除します。

V 労働に関する講座等の開催

1 労働教育事業

すべての働く人が心身ともに健全で、その能力を十分に発揮し、豊かな職業生活を送りながら、互いに支え合い安心して働き続けることができる職場環境の形成を目指し、労働関連法令の遵守の徹底及び雇用・労働環境の向上を図るとともに、職場における諸課題の解決を支援し、健全で安定した労使関係の形成並びに適切な労務管理と組織運営の推進に資する講座を開催します。

講座内容は、労働法・社会保障関係法令の知識の普及啓発、職業能力の開発、人材育成、職場環境の改善、組織の活性化等のほか、社会情勢を踏まえた最新の労働情勢や法改正などの今日的課題を取り上げます。

（1）神奈川県労働大学講座

神奈川県との共催により、労働者、使用者及び一般県民等を対象として、労働法、人事労務管理、人材育成、組織課題、労働福祉、社会保障等の分野に関する基礎的知識を体系的かつ実践的に学ぶ講座を、7月から3月の間に約30～40講座開催します。

労働法・社会保障、労働問題、人事労務管理、組織運営等に関する知識を体系的に提供することで、広い視野と合理的・客観的な認識力・判断力を養い、労働問題の自主的解決能力の向上を図ります。

（2）労働講座

健全な組織運営及び適切な労務管理の推進並びに、働く上で必要な労働関係法令に関する知識の習得目的とした講座を開催します。

（3）人事労務管理実務講座

健全な円滑な組織運営や適切で実効性のある人事労務管理に必要な実務知識の習得を目的とした講座を開催します。

（4）簿記経理会計実務講座

経理業務、財務会計、キャッシュフロー管理、事業計画書の作成等、健全な組織運営と適切な会計処理・財務管理等に必要な実務知識の習得を目的とした講座を開催します。

(5) 課題別労働講座

労働問題や組織運営に関する今日的課題、法改正、最新の社会情勢を踏まえ、実務における重要ポイントや求められる対応を分かりやすく解説する講座を開催します。

(6) 働く人の健康講座

健康維持やメンタルヘルスなど、心身ともに健康的に働くために必要な基礎知識を提供する講座を開催します。

収 益 事 業

令和8年度は、第5期指定管理期間の初年度として、これまでの指定管理運営で培ってきた知見と実績を基盤に、新たな視点と発想を取り入れた施設運営に取り組みます。利用者の声を真摯に受け止め、創意工夫を重ねることにより、施設の利用率及び利用者満足度の一層の向上を図ります。

また、業務の分担と協業を意識した運営体制の見直しを進めるとともに、複数の指定管理施設を運営する強みを最大限に生かし、各施設における課題解決手法や運営ノウハウの共有を推進します。協会事務局を中心に関係職員が緊密に連携し、収益性と公共性の両立を図りながら、業務運営の更なる質的向上と持続的な改善に努めてまいります。

Ⅵ 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営

1 神奈川県立かながわ労働プラザ管理運営事業

(1) 成果指標（KPI）を明確にした目標値の設定

第5期指定管理期間においては、「利用者数・利用率の向上」「自主事業による収益性と拠点性の強化」を主要成果指標（KPI）として位置づけ、PDCAによる進行管理を行います。

令和8年度においては、年間利用人員22万人を目標とし、戦略的広報・利用促進施策、利用者ニーズを踏まえたサービス改善を通じて達成を目指します。

また、自主事業については、労働・生活支援拠点としての機能強化を図りつつ、40講座以上の開催、受講者数6,300人を目標とします。

(2) 計画的・戦略的な施設・設備管理 ～第5期指定管理期間を見据えた持続可能な施設運営～

施設・設備については、「安全・安心の確保」と「利用価値の最大化」を両立させる視点から、施設設備等維持管理年間計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。

あわせて、利用者の利便性・快適性の向上につながる改善事項については、優先順位を明確化し、段階的に対応します。

(3) 戦略的広報・PRの展開 ～利用者増・収益向上につながる広報戦略～

ア 「更なる利用者増」及び「利用者サービスの向上」を第5期指定管理期間の重点目標とし、ホームページ及びSNSを単なる情報発信ツールではなく、利用促進のための戦略的コミュニティ媒体として運用します。

講座情報、施設利用事例、サービスプラン等を分かりやすく整理し、利用者目線での導線改善を図ります。

また、新たにInstagramを開設し、若年層・勤労世代へのリーチ強化を図ります。

イ 利用者が会場利用を具体的にイメージできるよう、Google インドアビューを活用し、ホール・会議室等の可視化を推進します。

ウ 利用者満足度向上と改善の見える化を図るため、ホームページ上に「みなさんの声」「利用者満足度調査結果及び対応状況」を掲載し、双方向性のある運営を行います。

エ 利用者・地域との関係性強化を目的に、「プラザ通信」を年3回（7月・10月・3月）発行し、自主事業、イベント、利用団体紹介等を通じてプラザの価値を発信します。

オ 稼働率向上を目的とした各種サービスプラン（音楽スタジオひとり割、長時間利用応援プラン等）を展開します。

カ トレーニングルームについては、演劇団体の台詞合わせ等、新たな利用シーンを提案し、用途拡大による利用促進を図ります。

キ 企業・団体等への直接訪問による施設 PR を実施し、講習会・研修利用の新規需要を掘り起こします。

ク 第5期指定管理期間における重点投資分野として、インターネット環境及びWEB会議・配信設備を再整備し、リモート会議・ハイブリッド開催等の新たな利用ニーズに対応します。

ケ 和室でのヨガマット貸出等、既存空間の用途転換による利用率向上を図ります。

コ 利用者への感謝とリピーター化を目的に、利用者感謝デーを開催します。

(4) 自主事業（講座等）の体系的展開 ～第5期指定管理期間における拠点性の確立～

ア 芸術文化教養・労働・生活・健康未病の4分野を柱に、年間40講座以上を計画的に実施します。

イ 労働分野では、労働者支援、就業支援、スキルアップ、メンタルヘルス等、社会的要請の高いテーマを中心に構成します。

ウ 日本文化に触れる体験型講座を通じて、多世代・多様な利用者層の獲得を図ります。

(5) 労働情報コーナーの機能強化 ～第5期指定管理期間における情報拠点化～

労働関係図書・資料の計画的収集とレファレンス機能の充実を図るとともに、月替わりテーマ展示や「労働大学コーナー」の設置により、利用者にとって分かりやすい情報提供を行います。県立図書館との連携による広域的な資料提供体制を維持し、「労働情報コーナーだより」を隔月で発行するなど、来館動機の創出につなげます。

(6) 誰もが利用しやすい「開かれたプラザ」づくり

第5期指定管理期間においては、施設を「貸す場所」から「集い・つながる場」へ進化させることを目指し、交流広場の演出、貸しロッカーサービス、プラザ市の開催等を通じて、地域・団体との連携を強化します。

(7) 環境配慮とコスト意識を両立した施設運営

施設維持管理推進会議を中心に、光熱水費削減、環境美化、廃棄物削減等に取り組み、第5期指定管理期間を通じて持続可能な施設運営を実現します。使用電力は再生可能エネルギー100%を導入します。

(8) 危機管理体制の強化

～指定管理者としての責任ある対応～

災害・感染症等への備えを計画的に整備するとともに、行政・地域と連携した防災・防犯体制を構築し、安全・安心な施設運営を行います。

(9) PDCAによる進化・発展するプラザ運営

「指定管理部会」並びに「プラザマネジメント会議」において、事業進捗、KPI 達成状況、利用者満足度等を定期的に検証し、改善につなげます。

また、職員研修を体系的に実施し、第5期指定管理期間を通じて組織力・現場力の底上げを図ります。

Ⅶ 川崎市生活文化会館の管理運営

1 川崎市生活文化会館管理運営事業

(1) 目標値の設定

本会館の設置目的である「技能を尊重する社会の形成及び技能の振興」を中核に据え、第5期指定管理期間（令和8年度～12年度）を通じた段階的な利用促進施策を展開します。

令和8年度（初年度）においては、基盤整備と利用回復・拡大を両立させる年と位置づけ、利用人員の目標値を20万人と設定します。また、第5期期間平均として利用率63.0%、年間利用人員約20万人水準の安定的確保を目指します。

(2) 充実した施設・設備の提供 ～利用者選ばれ続ける施設づくりを目指して～

ア 「施設設備等維持管理年間計画」及び中・長期修繕計画（ロードマップ）に基づき、予防保全型の計画的維持管理を実施します。

イ 冷暖房設備の集中管理や運用改善、将来的なスマート空調管理の導入検討により、快適性と省エネを両立させます。

ウ 老朽備品の更新に加え、利用促進・収益向上に資する備品整備を重点的に進めます。

エ ロッカー貸出、弁当手配、カラーコピー・FAX・ラミネート等の付帯サービスを継続・高度化します。

オ 館内Wi-Fi環境の安定化・高速化を図り、研修・オンライン併用利用にも対応します。

カ 施設プロモーション動画の制作・配信を行い、利用イメージの可視化と稼働率向上につなげます。

(3) 戦略的広報・PRの展開 ～「知ってもらう」から「使われ続ける」～

ア ホームページを利用者視点で再構成し、目的別・利用シーン別に情報へ到達しやすい導線を整備します。

イ 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及びJIS X8341-3:2016（AA）に準拠したウェブアクセシビリティを確保します。

ウ ホームページに加え、SNSを活用したハイブリッド広報戦略を展開し、事業の「動き」をタイムリーに発信します。

エ 技能職者・利用者・地域をつなぐ媒体として「てくのだより」を年4回発行し、ブランド価値向上を図ります。

オ 常設展示は、技能職団体・関係企業・利用団体と連携し、定期的な入替による動きのある展示を行います。

カ 「てくのまつり」や主催講座を通じ、活動拠点としての優位性を積極的にPRします。

キ 主催講座修了後のサークル化支援を行い、継続利用・固定利用の創出につなげます。

(4) 技能職団体等との連携・協働による事業展開 ～第5期旗艦事業の推進～

ア 第5期提案事業の中核として、かわさき匠チャレンジプロジェクト「つたえる・つなぐ・つくる+NEXT」を段階的に展開します。

イ 実習室・ホール等を活用し、若年層・子育て世代・ミドル層を対象としたDIY、ものづくり、技能体験、キャリア啓発型事業を実施します。

ウ 川崎市技能職団体連絡協議会、かわさきマイスター等と連携し、「2027 てくのまつり」（令和9年2月）を技能振興の総合発信イベントとして開催します。

(5) 環境保全への取組 ～環境配慮型施設運営の実践～

ア 業務効率化推進委員会を中心に、光熱水費削減、グリーン購入（目標100%）を推進します。

イ 照明のLED化、設備更新を計画的に進めます。

ウ 使用電力は再生可能エネルギー100%を導入します。

(6) 危機管理への備え ～安全・安心の拠点として～

- ア BCP に基づく危機管理体制を整備し、防災訓練、救急救命研修を定期的実施します。
- イ 帰宅困難者一時滞在施設として、市・区と連携した訓練・備蓄管理を行います。
- ウ 感染症対策については、平時・有事双方に対応可能な体制を維持します。

Ⅷ 川崎市労働資料室の管理運営

川崎市労働資料室は、労使間の諸問題や勤労者の福祉向上に資する調査・研究活動を支援することを目的に、労働問題に関する専門的な資料を収集・提供する施設として運営しています。勤労市民、経営者、研究者、一般市民を対象に、労働に関する図書、雑誌、新聞、機関誌、各種調査資料など、約 43,000 点の資料を所蔵し、幅広い情報提供を行っています。

現在、川崎市民館・労働会館の再編整備工事に伴い、川崎市教育文化会館において資料室を運営しており、再編整備工事については工程の見直し等により完成時期の遅延が見込まれていることから、仮移転先における運営が継続する状況を踏まえ、利用者の利便性確保と資料室機能の維持に配慮しながら、安定的な運営を継続してまいります。

令和 8 年度の重点的な取組として、来室者に対する資料案内やレファレンス（資料相談）業務を引き続き実施するとともに、所蔵資料の特性を生かした情報発信を強化します。特に、水野文庫をはじめとする女性関連資料を活用し、**女性労働史を継続的なテーマとして位置つけた資料紹介・情報提供**に取り組みます。「労働資料室だより」については、令和 7 年度 2 月号で実施した女性労働史特集の内容を踏まえ、令和 8 年度もこの路線を継続し、炭鉱、農業、製糸、印刷など多様な産業分野で働いた女性たちの記録や、労働と生活の両立、権利獲得の過程を伝える資料を段階的に紹介します。水野文庫に多く含まれる聞き書きや自叙伝などの一次資料を積極的に取り上げることで、女性たち自身の言葉による労働史の発信を行い、現代の働き方やジェンダー課題を考える契機を提供します。

あわせて、将来の川崎市民館・労働会館での運営再開を見据え、所蔵資料の電子化や整理・データ整備を計画的に進めます。水野文庫を含む貴重資料については、検索性・活用性の向上を図り、来室者だけでなく、調査・研究目的での利用促進にもつながる基盤整備を行います。これにより、再編整備後に予定されている労働資料室（図書コーナー）の円滑な運営に向けた準備を着実に進めてまいります。

令和 8 年度においても、女性労働史をはじめとする労働資料の蓄積と発信を通じて、労働問題への理解促進と市民利用の拡大を図り、川崎市の労働施策を支える専門的な情報拠点としての役割を果たすとともに、引き続き本事業を受託できるよう、適正かつ効果的な管理運営に努めてまいります。

法人運営

IX 運営体制の強化

令和8年度は、持続可能な協会運営の観点から、ICT化の推進による労働環境の整備と運営の効率化、財政的基盤の強化に向けた取組を重点項目とし、次にあげる取組みを推進します。

1 労働環境の整備、ICT化の推進

働きがいがあり、誰もが長く働きたい就業環境をつくるため、引き続き同一労働・同一賃金、時間外労働の減少、有給休暇の取得の促進等に取り組みます。その実現促進のため、給与システム、財務・勤怠管理システムの本格導入及び附帯する事務の見直しを進め、効率化、合理化、省力化を図ります。

2 財政的基盤の強化

協会のあらゆる事業について、経営感覚をもって、利用の促進、経費の節減、効率化などの必要な見直しを行い、一層、健全で安定した財政運営を目指します。

3 指定管理施設獲得に向けた取組

令和5年度まで当協会が指定管理者として運営を行ってきた「川崎市立労働会館」の後継施設である「川崎市民館・労働会館」については、令和9年度中の完成に向けて、現在、改修工事が進められています。次期指定管理者の募集・選定に向けて、必要な検討・準備を進めます。

資 料

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1 会議の開催

区 分	開催予定	内 容 (審議事項等)
理 事 会	令和8年6月	・ 令和7年度事業報告、決算等の審議 ・ 事業運営に関する重要事項の審議
	令和9年3月	・ 令和9年度事業計画、予算等の審議 ・ 事業運営に関する重要事項の審議
評 議 員 会	令和8年6月	・ 令和7年度決算の審議 ・ 事業運営に関する重要事項の審議
	令和9年3月	・ 令和9年度事業計画、予算等の審議 ・ 事業運営に関する重要事項の審議

2 広報活動

協会の経営状況、事業の実施状況等をホームページ上に公開するとともに、協会が運営する施設や労働福祉に関する情報を提供してまいります。

区 分	内 容
ホームページの改裝及び更新	・ 協会の事業、施設の紹介 ・ 新規事業取組みの紹介 ・ 労働情報総合提供サービスの充実 ・ 主催事業の開催案内、参加者募集案内等
事業案内等の作成・配布	・ 事業案内(リーフレット)の作成・配布 ・ 主催事業のポスター、チラシ等の作成・配布
広報誌の発行	・ かながわ労働プラザ広報誌「プラザ通信」の発行 ・ 川崎市生活文化会館広報誌「てくのだより」の発行

3 日雇労働者に対する無料の職業紹介事業

区 分	項 目	内容 (目標・計画)
求人開拓	新規登録事業所	10 社
	訪 問 (登録事業所)	200 社
	(未登録事業所)	100 社
	合計	300 社
	電 話 (登録事業所)	450 件
	(未登録事業所)	50 件
	合計	500 件
職業紹介 (求人確保)	日雇求人 (延)	250 人
	有期求人 (延)	25,000 人
	常用求人	2,500 人
労働相談	新規登録求職者	100 人
	職業相談	3,000 件
	その他の相談	350 件

4 日雇労働者等に対する技能講習事業

対象者	項目	内容（目標・計画）
日雇労働者 ホームレス 住居喪失不安定就労者等	通所講習	講習科目 アーク溶接、ガス溶接、小型移動式クレーン、 車両系建機(整地・掘削)、フォークリフト、 ハウスクリーニング、パソコン等 講習科目 27科目 募集人員 90人

5 ホームレス等に対する就業支援事業

項 目	内 容（目標・計画）
ホームレス等	横浜相談室 200人
	川崎相談室 200人
	計 400人

6 日雇労働者に対する年末福祉金給付事業

項 目	内 容（目標・計画）
支給対象人員	450人(予定)
支給金額	27,000円(予定)
支給日	令和8年12月の1回(予定)口座振込

7 ことぶき保育園における保育事業

【保育目標】

①健康な子ども ②自分や友だちを大切に、思いやりをもった子ども ③自分で考え行動できる子ども

区分	項目	内容（目標・計画）
入所児童定員	乳児 26名 幼児 34名 計 60名	待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 乳児30名、幼児36名 計66名まで受入
開園時間 7:30～19:00	保育短時間	平日 8:30～16:30（土曜日 8:30～16:30）
	保育標準時間	平日 7:30～18:30（土曜日 7:30～18:30）
特別保育事業	延長保育	平日18:30～19:00
	障害児保育	集団生活が可能な児童の受入
	外国籍児保育	働く外国籍の親をもつ児童の積極的受入
	地域活動事業	子育て支援 ・ 寿地区のイベント参加 ・ 近隣の高齢者施設への訪問、歌唱等の披露 ・ お店屋さんごっこ、夏祭り、サッカー交流
	一時保育	・ 地域のニーズを踏まえ積極的に実施
	誰でも通園事業	・ こども誰でも通園制度の実施
幼保小教育交流事業	幼保小交流事業	・ 園長校長会、実行委員会、全体交流会 年間2～3回開催 ・ 小学校入学への連携 ・ ブロックごとに分かれての交流会
研修	園内外での研修	・ キャリアアップ研修・乳児保育・幼児保育・障害児保育・ 虐待防止・不審者対応・幼保小研究会等
実習生の受入		・ 専門学校等
給食	完全給食	・ 主食の提供(ご飯・麺類・パン) ・ 除去食(アレルギー、宗教上の問題からの除去食)

8 東門前保育園における保育事業

【保育目標】

①健康なこども

一人ひとりの状況を適切に把握し、乳幼児期に大切な遊びを通して、健康な心と体の発達、生活に必要な基本的な習慣や態度を培う。

②仲間を作れるこども

一人ひとりが大事にされ、のびのびと生活できる環境を整備するとともに、様々な体験を通じて愛情と信頼感、社会生活に必要な自主性、協調性を学び、生命の大切さを知る。

③考えるこども

個性を尊重し発達に見合った生活や遊びの材料を提供することにより、自然や社会の事象について興味や関心を持ち、豊かな感性、発想、思考力を高める。

区分	項目	内容(目標・計画)
入所児童定員	乳児15名 幼児45名 計60名	待機児童解消のため市と連携して弾力的運用 ・ 乳児21名、幼児42名の63名まで受入
開園時間 7:00～19:00	保育標準時間	7:00～18:00 (平日・土曜日)
特別保育事業	延長保育	18:00～19:00 (平日・土曜日)
	障害児保育	・ 集団生活の可能な児童の受け入れ
	誰でも通園事業	・ こども誰でも通園制度の実施
	地域活動事業	・ 移動動物園、七夕・七夕送り、お正月あそび会、節分、ひな祭り、園庭の開放、等の行事に地域住民(町内会等)を招待 ・ 川崎市家庭的教育支援事業
	地域子育て支援	・ 未入所児童の身体測定、育児健康相談(年2回)
看護師の雇用	非常勤職員	園児・職員の健康・体調管理、乳児保育
研修	園内外での研修	・ 乳児保育 ・ 幼児の遊び ・ 環境認識 ・ わらべうた ・ 救急法 ・ 不適切保育 ・ 発達障害、障害児保育 ・ キャリアアップ
実習生の受入		・ 短大・専門学校等
幼保小教育交流事業	・ 交流活動 ・ 研修・情報交換	・ 学区の小学生と交流・相互訪問 ・ 職員等(校長、園長、教諭、保育士)
給食	完全給食	・ 完全給食の提供(ご飯・麺類・パン・主菜・副菜・果物) ・ 除去食(アレルギー等) ・ 体調不良児等への配慮食 ・ 宗教上の理由による配慮(代替)食

9 大師保育園における保育事業

【保育目標】

①心身ともに健康な子どもを育てていく

②友達を思いやり仲良く遊べる子どもを育てていく

③一人ひとりが大切にされ、自分の思いや考えを伝えられる子どもを育てていく

④自然や社会の事象などいろいろなことに興味を持ち豊かな感性を育み、考えて行動できる子どもを育てていく

区分	項目	内容（目標・計画）
入所児童定員	乳児 54名 幼児 66名 計 120名	・ 令和8年度受入れ予定 乳児54名・幼児66名 計120名
開園時間 7:00～20:00	保育短時間	8:30～16:30（平日・土曜日）
	保育標準時間	7:00～18:00（平日・土曜日）
特別保育事業	延長保育	18:00～20:00
	障害児保育	集団生活の可能な児童の受入
	産休明け保育	生後43日目保育児受入
	誰でも通園事業	・ こども誰でも通園制度の実施
	地域活動事業	・ 園庭開放・移動動物園・お正月を楽しむ会 ・ こそだてほっとばあく（地区プラザへ保育士派遣） ・ 川崎市家庭的保育支援事業
研修	園内外での研修	・ 乳児保育・幼児保育・救急法・感染症・保健衛生研修、 障害児研修・給食担当者研修・調理員研修・防犯研修、 防災研修、不適切保育研修、キャリアアップ
実習生の受入及び 中高生仕事体験	・ 保育実習 ・ 職業体験	・ 短大・保育専門学校等 ・ 近隣の中学校
幼保小教育交流事業	・ 交流活動 ・ 研修・情報交換	・ 学区の小学生と交流・相互訪問 ・ 小学校入学への連携
給食	完全給食	・ 主食の提供（ご飯・麺類・パン） ・ 除去食（アレルギー、宗教上の理由等） ・ 体調不良児への配慮食等

10 視覚障害者技能習得援助資金貸付事業

貸付の対象者	・ 障害等級6級以上の視覚障害により離職し、文部科学大臣が認定した学校又は厚生労働大臣が認定した盲特別支援学校等に入校した方 ・ 離職により雇用保険を受給し、当該給付期間が満了となった方（雇用保険等の給付期間満了後4年以上経過した後に盲特別支援学校等に入校した方を除く。）、これに準ずる事情にあると認められる方又は盲特別支援学校等に入校したことにより雇用保険等の支給を打切られた方 ・ 県内に住所を有し、かつ、盲特別支援学校等の入校日以前に1年以上県内に住所を有している方 ・ 貸付対象者及び生計を一にする家族の1ヶ月の収入合計が、基準額以下である方
貸付額	・ 月額46,000円（最終貸付月は、3,000円を加算した額） ・ 無利息
貸付期間	・ 盲特別支援学校等の在学期間（36ヶ月を限度）
貸付の休止	・ 盲特別支援学校等を休学又は停学したとき
貸付の廃止	・ 盲特別支援学校等を退学したとき ・ 県外に住所を移したとき（特に認めた場合を除く。） ・ 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたとき ・ 借受けを辞退したとき ・ 貸付継続が適当でないと認められるとき
貸付金の返還	・ 最終貸付月の翌月から2年間据え置いた後、半年賦の方法により、最長 10 年間均等分割して償還する。特段の理由がある場合は、据置期間を延長することができる。
貸付金の返還免除	・ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証のいずれかの交付を受けたとき ・ 死亡、疾病、生活困窮等により貸付金を返還できなくなったと認められるとき

1 1 労働教育事業

(1) 神奈川県労働大学講座

講座内容	労働法、人事労務管理、人材組織課題、社会保障、社会福祉等
受講定員	100～200 人
実施回数	全 30～40 講義
受講料等	受講料 55,000 円(団体、障害者割引あり) テキスト 4,400 円 1 講義ごとの聴講制度有り

(2) 労働法講座

講座内容	労働法入門、労働法基礎、他
受講定員	オンライン 定員無し
講座開催数	社会的情勢に応じ適宜開催
受講料等	未定

(3) 人事労務管理実務講座

講座内容	人事労務管理に必要な実務知識の習得を目的とした講座
受講定員	オンライン 定員無し
講座開催数	10～15 講座
受講料等	未定

(4) 簿記経理会計実務講座

講座内容	簿記、経理、会計処理・財務管理等に必要な実務知識の習得を目的とした講座
受講定員	オンライン 定員無し
講座開催数	社会的情勢に応じ適宜開催
受講料等	未定

(5) 課題別講座

講座内容	労働問題、法改正、組織運営に関する今日的課題等、最新の社会情勢を踏まえた課題対応を分かりやすく解説する講座
受講定員	オンライン 定員無し
講座開催数	社会的情勢に応じ適宜開催
受講料等	未定

(6) 働く人の健康講座

講座内容	働く人の健康に資する内容の講座等
受講定員	オンライン 定員無し
講座開催数	社会的要請に応じ適宜開催
受講料等	未定

12 神奈川県立かながわ労働プラザの管理運営事業

① 利用人員等（目標）

区分	項目	目標利用人員等
施設利用	ホール	76,000 人
	会議室	113,000 人
	その他の施設	20,000 人
情報提供	労働情報コーナー	11,000 人
合計		220,000 人
付帯施設	駐車場	25,000 台

② 講座の開催（計画）

分野	事業区分	講座・事業内容（具体）	実施内容・例
資格取得・能力開発	国家・公的資格支援	宅地建物取引士資格取得講座	全 39 回・30 名
		行政書士資格取得準備講座	全 23 回・30 名
		FP3・2 級資格取得準備講座	全 20 回・30 名
健康促進・ストレス管理支援	健康づくり	健康講座・健康セミナー	生活習慣改善、セルフケア
		ストレスマネジメントセミナー	メンタルヘルス対策、リラクゼーション法
	運動系講座	ピラティス入門教室（前・中・後期／昼・夜）	各期 25 名
		ヨガ講座（前・中・後期／昼・夜）	各期 30 名
労働環境の改善支援	働き方改革	働き方改革セミナー	テレワーク導入、柔軟な勤務制度
	労働法制	労働法に関する情報提供	労働時間管理、ハラスメント防止
生活支援・家族向けサービス	両立支援	ワーク・ライフ・バランス支援セミナー	育児・介護と仕事の両立
	家族向け	家族向け講座	親子ヨガ、食育ワークショップ等
労働者の幸福度向上	リフレッシュ	リラクゼーションプログラム	マインドフルネス、アロマセラピー
教養・文化	文化教養	源氏物語講座	全 12 回・35 名
労働者の資産形成支援	金融リテラシー	退職金・企業年金制度理解促進	制度解説・事例紹介
		NISA・iDeCo 活用セミナー	中長期資産形成
		老後資産形成マネープラン講座	ライフプラン設計
介護離職防止支援	両立支援	介護と仕事の両立支援セミナー	介護負担軽減・制度活用
	制度周知	介護休業制度に関する情報提供	制度解説・相談対応
その他	メンタルヘルス	メンタルヘルス講座	単発講座・72 名

③ 広報活動

区分	内容
ホームページ	・ホームページの適時更新

	・施設案内、事業・サークル情報の発信 ・各施設の特性を踏まえた情報提供
印刷物	・プラザ通信：年3回発行 ・労働情報コーナーだより：隔月発行
連携	・近隣類似施設とのネットワーク構築・継続 ・ホームページの相互リンク

④ 施設等の整備並びにサービスの充実

区分	内容
利用者サービスの向上	・利用者満足度調査の実施（年2回） ・各種情報提供の充実 ・貸ロッカーサービスの実施 ・利用促進を目的とした各種サービスプランの実施
労働情報コーナーの充実	・時宜を捉えた特集コーナーの設置 ・新規図書の実充実および図書管理システムの活用 ・インターネット環境整備による情報提供
施設整備	・ホール等の音響設備の更新

⑤ 社会貢献

区分	内容
社会福祉への寄与	・各種募金活動への協力

1 3 川崎市生活文化会館の管理運営事業

区分	項目	内容(目標・計画)
利用人員	ホール	年間 57,300 人
	研修室	年間 112,400 人
	実習室	年間 30,300 人
	合計	年間 200,000 人
重点事業	かわさき匠チャレンジプロジェクト(つたえる・つなぐ・つくる＋NEXT)	第5期指定管理の旗艦事業として、かわさきマイスター・技能職者の高度な技を「体験・参加・発信」につなげる総合プロジェクトを展開する。 ① つたえる:技能職者による体験講座・実演・ワークショップの実施 ② つなぐ:市民・若年層・親子と技能職者を結びつける交流機会の創出 ③ つくる:作品制作・成果物展示・イベント連動による可視化 ④ ＋NEXT:次世代育成、サークル化、継続利用への展開
講座の開催等	匠プロジェクト連動講座 (提案事業:全13講座・21回)	匠プロジェクトの「つたえる」取組として、かわさきマイスター等による技能体験講座を実施する。 ① 沖縄三線教室(年2回/各20名) ② 和菓子教室(年4回/各15名) ③ 各国の料理教室(年4回/各24名) ④ ミシン入門教室(9月/8名) ⑤ フラワーアレンジメント(12月/24名) ⑥ 着物着付教室(10月/15名) ⑦ ゆかた着付教室(6月/20名) ⑧ DIY 講座(2月/10名) ⑨ ソーセージ作り(年2回/各24名) ⑩ アイロンがけ教室(11月/10名) ⑪ 食品サンプル作り(12月/40名) ⑫ お正月飾り講座(12月/20名) ⑬ キルト入門教室(1月/5名)
	匠プロジェクト×	親子参加型の体験講座として実施し、技能への関心喚起と次世代育成

	次世代育成(夏休みものづくり体験教室:全7講座)	を図る。 ①古着リメイク教室(20組40名) ②親子あい染め教室(20組40名) ③光るどろだんご作り(10組20名) ④親子工作ダーツづくり(20組40名) ⑤親子食品サンプル作り(12組24名) ⑥親子料理教室(8組16名) ⑦親子和菓子づくり教室
	自主事業	匠プロジェクトの裾野拡大として、多世代交流・健康促進を目的とした自主事業を実施する。 ①健康マージャン教室(春・秋/各40名) ②てくのカップ麻雀大会(秋/100名) ③ウクレレ入門教室(秋/20名) ④ヨガ教室(夏/20名) ⑤詩吟入門教室(秋/10名)
イベント	てくのまつり	匠プロジェクトの成果発表・発信の場として開催(令和9年2月予定)。 ・利用団体作品発表・かわさきマイスター作品展示・体験学習・技能職団体によるものづくり体験・川崎市施策PR・チャリティイベント
展示	匠プロジェクト成果展示	てくのまつり終了後も、制作物・成果を館内展示し、技能の可視化と来館者誘引を図る。
広報	ホームページ・SNS	匠プロジェクトを軸に、事業・講座・展示・サークル情報を一体的に発信する。
	てくのだより	匠プロジェクトの取組やマイスター紹介等を掲載し、年4回発行する。
施設・サービス	利用者サービス向上	利用者満足度調査(年2回)を実施し、事業・施設運営に反映する。パーティ・宴会プラン、弁当手配等のサービスを提供する。
	施設整備	トイレ洋式化、温水便座改修等、快適性向上を目的とした整備を実施する。
社会貢献	社会福祉への寄与	募金活動への協力、チャリティイベント売上金の寄付を行う。
	社会的課題への対応	コネクションズかわさきと協働し、ひきこもりの若者への就業体験機会を提供する。